

「保育園でのくすりの使用」について

1. お子さまのくすりは、本来は保護者が登園して与えていただくのですが、緊急やむを得ない理由で保護者が登園できないときは、保護者と園側で話し合いのうえ保育園の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため「投薬依頼書」に必要事項を記載していただき、くすりに添付して保育園に手渡していただきます。
2. くすりは、お子さまを診察した医師が処方し調剤したもの。
或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。
3. 保護者の個人的な判断で持参したくすり（市販のくすり）は、保育園としては対応できません。
4. 座薬の使用は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は、医師からの具体的な指示書を添付してください。なお、使用に当たってはその都度保護者に連絡しますのでご了承ください。
5. 初めて使用する座薬については対応できません。
6. 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら・・・」「発作が起こったら・・・」というように症状を判断して与えなければならない場合は、保育園としてはその判断ができませんので、その都度保護者に連絡することになりますのでご了承ください。
7. 慢性の病気（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の日常における投薬や処置については保育所保育指針によって、子どもの主治医又は嘱託医の指示に従うとともに、相互の連携が必要です。
8. 持参するくすりについて
 - ① 医師が処方したくすりには必ず「薬剤情報提供書」を添付してください。
園からお渡しした「投薬依頼書」、「投薬確認表（園で投薬した日の確認）⑩」も同時に提出してください。
 - ② 使用するくすりは一回ずつに分けて、当日分のみご用意ください。
 - ③ 袋や容器にはお子さんの名前を記載してください。
9. 医師の診察を受けるときには、〇〇時から〇〇時まで保育園にいること、保育園では原則としてくすりの使用ができないことをお伝えください。
（登園時間中を避ける薬があるか相談してください。）

*保育園では、くすりによって生じた事故については責任を負えませんのでご了承ください。